

(案)

東浦町一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

(令和3年度～令和12年度)

東 浦 町

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

| | |
|---------------------|---|
| 第 1 節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第 2 節 計画の範囲 | 2 |
| 第 3 節 計画の位置付け | 3 |
| 第 4 節 地域の概要 | |
| 1 概要及び位置 | 4 |
| 2 人口及び世帯数 | 5 |
| 3 産業の動向 | 6 |
| 4 土地の利用状況 | 7 |
| 5 第 6 次東浦町総合計画との関連性 | 8 |

第 2 章 ごみ処理基本計画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第 1 節 ごみ分別収集等ごみ減量化の変遷 | 9 |
| 第 2 節 ごみの収集及び処理に関する現状と課題 | |
| 1 ごみの収集体系 | 11 |
| 2 ごみ処理の現状 | 12 |
| 3 ごみの収集量 | 14 |
| 4 ごみの組成割合 | 15 |
| 5 ごみ処理における主な課題 | 15 |
| 6 ごみ減量に対する住民意識 | 16 |
| 第 3 節 ごみ処理に関する基本的事項 | |
| 1 ごみ処理の基本理念と基本方針 | 18 |
| 2 ごみの発生量及び処理量の見込み | 18 |
| 3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項 | 19 |
| 4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 | 21 |
| 5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 | 24 |
| 6 ごみの処理施設の整備に関する事項 | 26 |
| 7 その他ごみ処理に関し必要な事項 | 27 |

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

これまで続いてきた大量生産・大量消費の社会構造は、生活様式の多様化や利便性の向上など、私たちに物質的・経済的な豊かさを享受してきた反面、大量廃棄などにより廃棄物を増加させました。その結果、環境負荷の増大や天然資源の枯渇の懸念、地球温暖化などの環境問題を引き起こしてきました。

これらに加え、近年では生物多様性の損失などの新たな環境問題も生じています。

このような環境問題を引き起こす一因である大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本とした廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の推進など、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

国においては、循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や資源の有効な利用の促進に関する法律をはじめとする個別リサイクル法の制定・改正による法整備を進めてきました。

市町村においては、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととしており、今般、本計画を策定するものです。

なお、廃棄物処理法第 6 条第 2 項により一般廃棄物処理計画で定めるべき事項は次のとおりとなっています。

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

第2節 計画の範囲

1 対象となる廃棄物

本計画は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

2 対象区域

本計画は、東浦町全域を対象区域とします。

3 計画期間

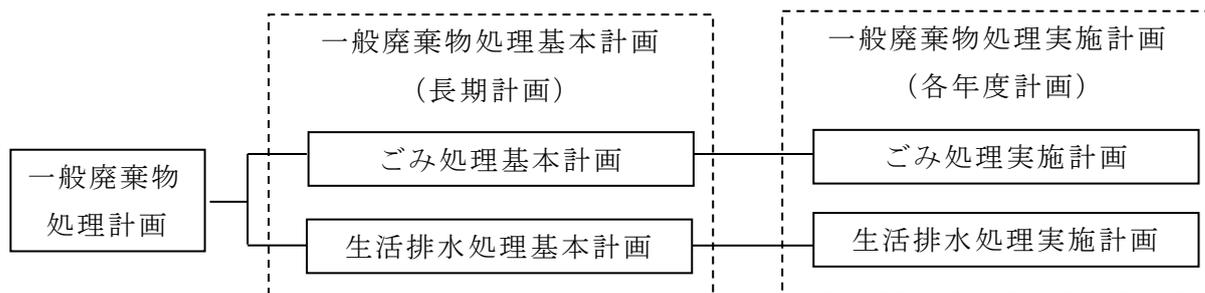
本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごと収集運搬及び処理などの事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

本計画は本町が長期的・計画的に処理を行うため、現状と課題を整理し、町内で発生するごみをいかに処理し、また減量するか等の基本的な方針等を定めるものです。



第3節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、上位計画である「第6次東浦町総合計画」（平成31年（2019年）3月）を踏まえ、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」（令和3年（2021年）3月策定）との整合を図りつつ、ごみの減量や適正処理に向けた施策を総合的・計画的に推進していくための計画であるとともに、「循環型社会形成推進基本法」が示す循環型社会の構築に向けた施策を進めていくための計画でもあります。

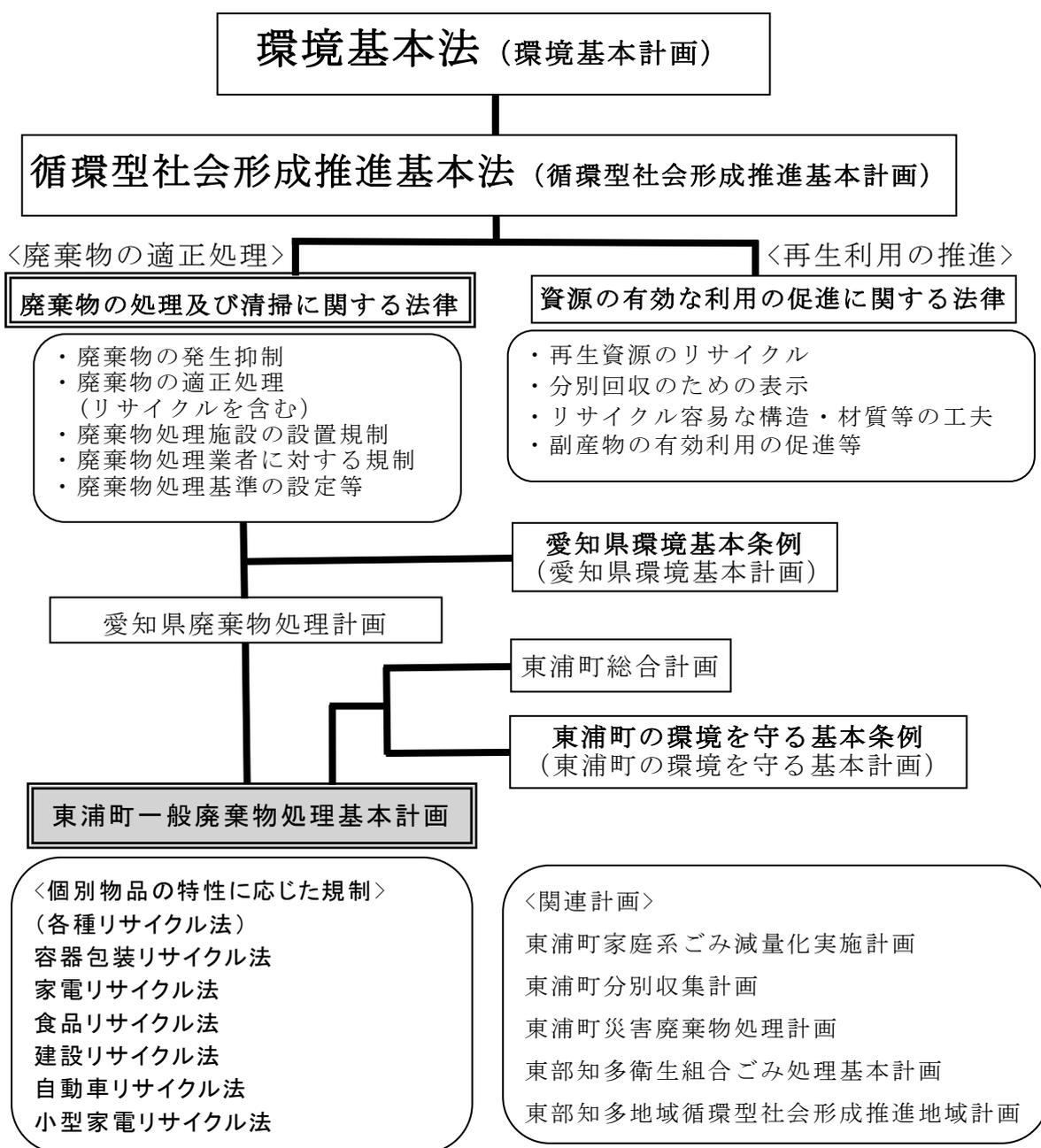


図1-1 計画の位置付け

第4節 地域の概要

1 概要及び位置

本町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥に位置しています。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾を挟んで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、阿久比町、西に東海市、知多市、北は大府市に接しています。

町は東部の低地と西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っています。

表1 - 1 町の位置・大きさ

| 町の位置 (役場) | | 町の大きさ | |
|-----------|----------|-------|-----------------------|
| 東 経 | 136° 58' | 東 西 | 6.2 km |
| 北 緯 | 34° 58' | 南 北 | 7.7 km |
| | | 面 積 | 31.14k m ² |

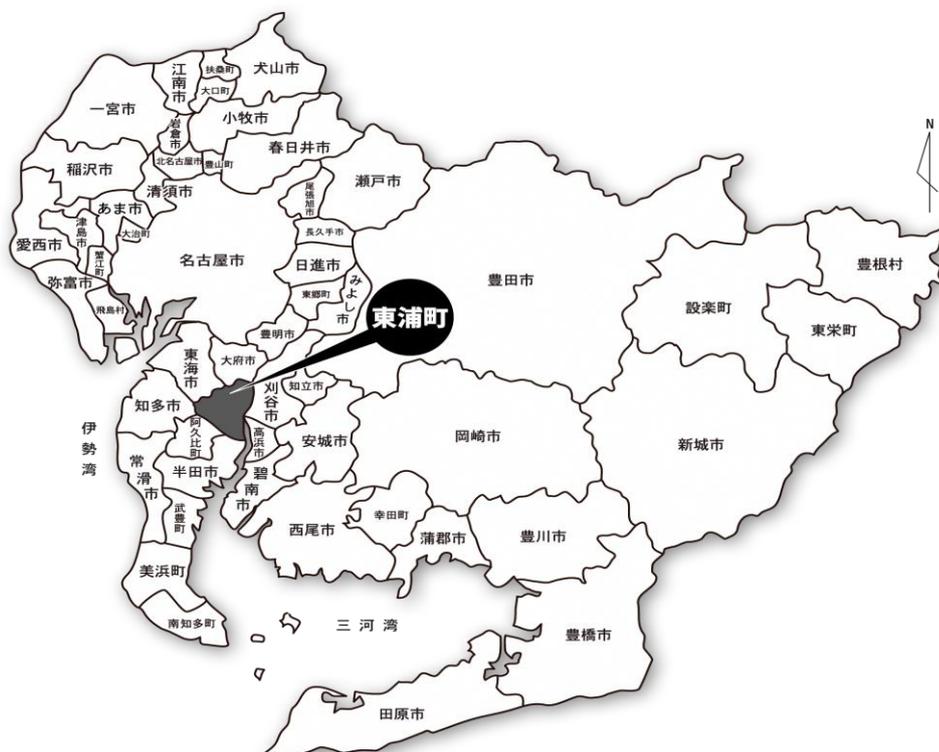


図1 - 2 位置図

2 人口及び世帯数

本町の人口・世帯数の推移は、表1-2のとおりです。

本町の人口は、令和元年度（2019年度）末現在で50,154人となっており、概ね横ばいで推移しています。世帯数については、各年度において増加しています。

人口減少社会となるなか、今後、本町においても人口減少が進んでいくものと考えられます。

表1-2 人口と世帯数の推移

[各年度末現在]

| 項目 年度 | 世帯数 | 人 口 | | | 1世帯 当たり人口 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | |
| H22 (2010) | 19,078 | 50,165 | 25,275 | 24,890 | 2.63 |
| H23 (2011) | 19,240 | 50,169 | 25,276 | 24,893 | 2.61 |
| H24 (2012) | 19,336 | 50,165 | 25,204 | 24,961 | 2.59 |
| H25 (2013) | 19,659 | 50,337 | 25,321 | 25,016 | 2.56 |
| H26 (2014) | 19,782 | 50,282 | 25,264 | 25,018 | 2.54 |
| H27 (2015) | 19,954 | 50,238 | 25,283 | 24,955 | 2.52 |
| H28 (2016) | 20,224 | 50,419 | 25,396 | 25,023 | 2.49 |
| H29 (2017) | 20,343 | 50,283 | 25,362 | 24,921 | 2.47 |
| H30 (2018) | 20,453 | 50,045 | 25,222 | 24,823 | 2.45 |
| R元 (2019) | 20,719 | 50,154 | 25,291 | 24,863 | 2.42 |

資料：住民課

3 産業の動向

本町における産業別事業所数及び従業者数は、表1-3のとおりです。

平成28年（2016年）における本町の総事業所数は1,391事業所、総従業者数は16,295人で、事業所数は「サービス業」が最も多く、「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」の順となっています。

また、従業者数においては「製造業」が最も多く、「サービス業」、「卸売業・小売業」と続き、第1次産業である「農林漁業」の割合が低いものとなっており、今後も同様の産業構造で推移していくものと考えられます。

表1-3 産業別事業所数、従業者数総数（経営組織）

平成28年6月1日現在

| 産業分類 | 事業所（戸） | 従業者（人） |
|---------------|--------|--------|
| 総数 | 1,391 | 16,295 |
| 農林漁業 | 5 | 31 |
| 建設業 | 128 | 698 |
| 製造業 | 211 | 5,728 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 7 |
| 情報通信業 | 9 | 122 |
| 運輸・郵便業 | 32 | 597 |
| 卸売・小売業 | 335 | 3,248 |
| 金融・保険業 | 20 | 129 |
| 不動産・物品賃貸業 | 89 | 255 |
| サービス業 | 560 | 5,480 |

資料：経済センサス-活動調査（5年ごとの調査）

4 土地の利用状況

本町における行政区域の面積については表1-4、土地利用状況は表1-5のとおりです。

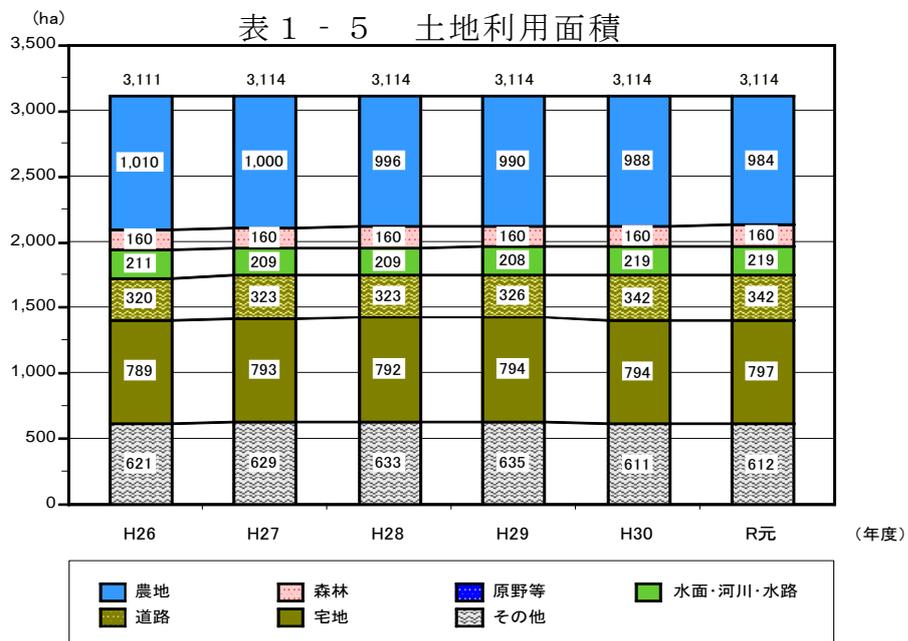
東浦町の土地利用の状況は、都市的土地利用である宅地が797ha（25.6%）、道路が342ha（11.0%）と微増しています。

また、自然的土地利用については、農地が984ha（31.6%）で減少傾向にあり、森林が160ha（5.1%）、水面・河川・水路が219ha（7.0%）は横ばいとなっているなど、緩やかながら都市化（宅地化）が進んでいるといえます。

表1-4 行政区域の面積

（単位：ha 平成31年3月29日現在）

| 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 市街化調整区域 |
|---------|-------|------------|-------|---------|
| 範囲 | 面積 | 区域区分決定年月日 | 面積 | 面積 |
| 行政区域の全域 | 3,114 | 平成31年3月29日 | 769.1 | 2,344.9 |



資料：土地に関する統計年報（愛知県）

5 第6次東浦町総合計画との関連性

本計画の上位計画である第6次東浦町総合計画（平成31年（2019年）3月）では、「暮らしを守るまちづくり」の項目において、一般廃棄物に関する目標、目標を実現させるための施策が示されています。

また、当該計画内における記載内容は、表1-6のとおりです。

表1-6 第6次東浦町総合計画における一般廃棄物に関する部分の概要

| 項目 | 内容 | | | | |
|---|---|---------------------------|---|------------------------------|--------------------------------|
| 計画期間 | 基本構想・基本計画 令和元年度（2019年度）～令和20年度（2038年度） | | | | |
| 目標 | 【目標】 「もったいない」の気持ちを大切に、循環型のまちをつくります 【成果指標】 | | | | |
| | 指標 | 現状値 平成29年度 (2017年度) | | 5年後の目標値 令和5年度 (2023年度) | 20年後の方向性 令和20年度 (2038年度) |
| | 一人一日あたりの 家庭系ごみの量 | 533g | ⇒ | 429g | ↓ |
| | リサイクル率 | 20.1% | ⇒ | 22.0% | ↑ |
| 施策 | 【目標を実現させるための取組】 ●3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ～ごみの減量化のため、積極的に3Rを推進します。 ●地球温暖化の防止 ～地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を抑制します。 ●不法投棄させない環境づくり ～地域全体で協力して不法投棄を抑制します。 | | | | |
| | 〈3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進〉 | | | | |
| | ●再利用化・再生利用化の仕組みの構築 | | | | |
| | ●事業者のリサイクル活動を支援するとともに、ごみの排出指導によって、事業系ごみを減らす | | | | |
| ●可燃ごみに混入されたプラスチック製容器包装や紙類などの資源の分別の徹底を啓発する | | | | | |

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。

一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は排出事業者の責任で処理を行わなければなりません。

本町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和54年(1979年)から下記、表2-1のとおり、ごみの分別・減量化を積極的に進めています。

表2-1 東浦町ごみの分別と減量に関する年表

| 年 月 | 取 組 内 容 |
|----------|---|
| 昭和54年6月 | 資源ごみ分別回収(缶、びん、紙類)月1回:8月から全町実施 |
| 昭和56年4月 | 町指定ごみ袋販売委託開始 |
| 平成3年4月 | 資源ごみ分別回収(缶、びん、紙類)月2回 |
| 平成5年10月 | アスパ無料配布開始(19年度12箇所配布) |
| 平成8年10月 | 町指定ごみ袋本格導入 |
| 平成8年12月 | 分別回収品目追加(プラ類のペット):地区月4回(金属・びん・プラ類と紙布類を交互)回収 |
| 平成9年4月 | 東浦町の環境を守る基本条例の制定 |
| 平成9年10月 | 東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定 |
| 平成12年3月 | 環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製(大・中・小) |
| 平成12年5月 | 生ごみ処理機器購入費助成金交付開始 |
| 平成12年12月 | びん色指定(無色・茶色・その他色)、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収 |
| 平成13年4月 | 家電リサイクル法により4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン)を明示 |
| 平成13年6月 | 粗大ごみの有料(戸別)収集開始 |
| 平成15年4月 | プラスチック製容器包装の地区拠点回収 |
| 平成15年10月 | 家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル回収開始 |
| 平成16年10月 | 二輪車(オートバイ、原付自転車)のメーカーによるリサイクル回収開始 |
| 平成17年4月 | 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正:資源ごみの所有権を町に帰属 |
| 平成21年4月 | 家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加 |

| | |
|--------------|---|
| 平成 21 年 4 月 | 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正：粗大ごみの品目を大きさに変更（縦・横又は高さのいずれか一辺が 60 c m 以上 2 m 未満） |
| 平成 21 年 4 月 | ごみの減量、石油資源の節約、C O 2 削減のため、レジ袋有料化開始 |
| 平成 21 年 5 月 | 各地区年 1 回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（6 地区） |
| 平成 21 年 9 月 | 各地区年 1 回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（4 地区） |
| 平成 21 年 10 月 | 埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（13 箇所） |
| 平成 22 年 6 月 | 役場敷地内で常設資源回収場所（びんを除く）を開設 |
| 平成 23 年 1 月 | カセットボンベ・スプレー缶・ライターの 3 種類を危険物として別回収開始 |
| 平成 24 年 5 月 | 自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加 |
| 平成 25 年 4 月 | 衣類・古布で 2 種類に分別していたものを、布類で統一。生きびんに緑色の一升びんを追加 |
| 平成 27 年 2 月 | 小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)と使用済小型電子機器等回収事業における連携・協力に関する協定を締結 |
| 平成 27 年 4 月 | 白色トレイの回収方法変更（プラスチック製容器包装として回収） |
| 平成 27 年 7 月 | ごみ出し支援事業の開始 （65 歳以上の者及び避難行動要支援者名簿登録者） |
| 平成 28 年 4 月 | カセットボンベ・スプレー缶の回収方法変更 （中身を使い切り、穴をあけずに危険物として専用のコンテナで回収） |
| 平成 29 年 4 月 | 廃食用油回収開始（各地区拠点において回収容器を設置し、常時回収） |
| 平成 29 年 9 月 | 縦 15cm×横 40cm 未満の小型家電製品回収開始 （各地区拠点において回収ボックスを設置し、常時回収） |
| 平成 31 年 1 月 | 羽毛ふとん（ダウン率 50%以上のもの）の資源回収の開始 |
| 平成 31 年 4 月 | 家庭系可燃ごみ処理有料化実施 町指定ごみ袋は、半透明白色に変更 45ℓ（大）450 円/1 パック 30ℓ（中）300 円/1 パック、20ℓ（小）200 円/1 パック |
| 令和 2 年 4 月 | プラスチック製容器包装地区拠点回収場所を 8 箇所追加 |
| 令和 2 年 7 月 | 町指定ごみ袋 10ℓ（特小）100 円/1 パックを導入 |

第2節 ごみの収集及び処理に関する現状と課題

1 ごみの収集体系

ごみの収集は、業者に委託しており、下記図2-1のとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは東部知多クリーンセンターで処理しています。

また、資源ごみは直接処理できるものと中間処理が必要なものに分けて処理をしています。

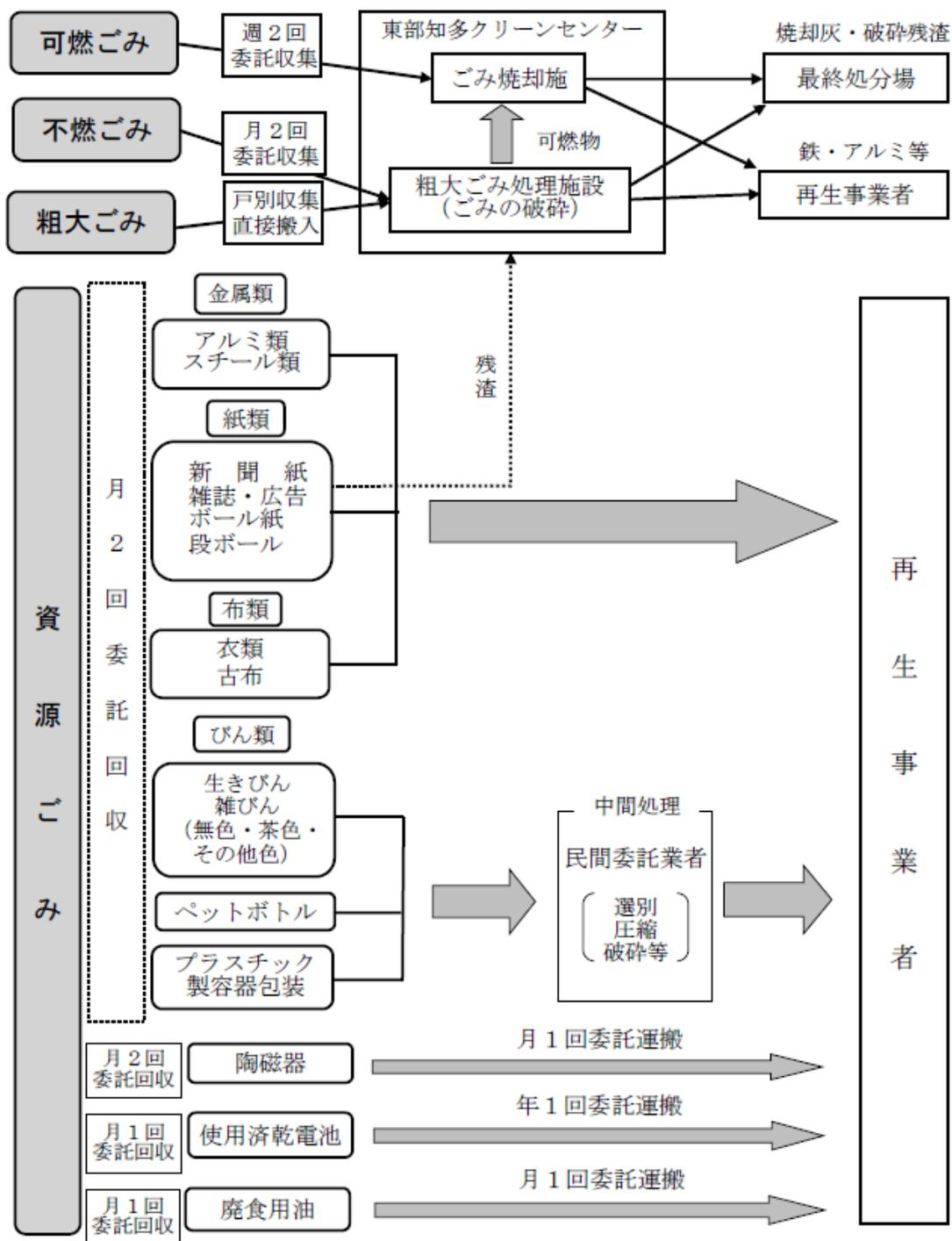


図2-1 ごみ処理の流れ

2 ごみ処理の現状

(1) 可燃ごみ

可燃ごみは、家庭から排出されるものはごみステーションでの収集又は排出者が東部知多クリーンセンターへの直接搬入することにより処理を行っています。

事業所から排出されるものは、町許可業者による収集又は事業所（排出者）が東部知多クリーンセンターへの直接搬入することにより処理を行っています。

家庭系可燃ごみの排出量は、平成27年度(2015年度)においては9,084 tでしたが、平成30年度(2018年度)では9,301 tとなり増加しています。令和元年度(2019年度)の家庭系可燃ごみの排出量は、7,868 tとなり、対前年度比で約1,433 t(約15.4%)の減という結果となりました。

平成30年度(2018年度)は、家庭系可燃ごみ処理有料化前の駆け込みによる増加もありましたが、令和元年度では、家庭系可燃ごみ処理有料化を実施したことにより、各家庭におけるごみの分別・減量化への取組が進み、ごみの減量に繋がったものと考えられます。

なお、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標値は、令和2年度(2020年度)末で429gと設定していますが、令和元年度(2019年度)の実績は約473gとなっているため、ごみ減量に向けてさらなる取組が必要な状況です。

(2) 不燃ごみ

不燃ごみは、板ガラス・蛍光灯などのガラス類、包丁・傘などの金属類、扇風機や炊飯器等の60 cm以下の小型家電を回収しており、月2回、金属類・びん類・ペットボトルの資源回収日と同日にごみステーションで収集しています。また、東部知多クリーンセンターへの直接搬入も可能です。

なお、平成29年(2017年)9月から各地区コミュニティセンター等で小型家電の拠点回収を実施しており、資源化率の向上に努めています。

(3) 粗大ごみ

粗大ごみの排出は、東部知多クリーンセンターへの直接搬入又は戸別有料収集による方法で処理を行っています。

排出可能な粗大ごみの大きさは、1辺の長さが60 cmを超え、2 m以下のものを対象としており、戸別有料収集による手数料は、平成27年(2015年)10月から2,000円/個としています。

(4) 資源ごみ

各種リサイクル法に基づき分別収集の対象とするごみの種類について定め、循環型社会の形成のため、経済性にも考慮しながら、ごみの減量化、資源の有効利用、地球温暖化防止等の観点でリサイクルの推進に努めています。

資源ごみは、各地区の指定収集日に、指定されているごみステーションにて回収を行っているほか、役場常設資源回収場所においても、資源ごみ（びん類等は除く）の回収を行っています。

また、「東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に資源ごみの所有権について明記し、持ち去り行為へ対応を行っています。

ア 金属類

金属類は、アルミ類、スチール類の2種類を回収しており、近年、アルミ類の回収量は増加傾向にあり、スチール類の回収量は減少傾向にあります。

イ 紙類

紙類は、新聞紙、雑誌・広告、ボール紙、段ボール、紙パックの5種類ですが、回収量は減少傾向にあります。

紙類の全体量が減少傾向にある理由としては、紙媒体の利用率の減少（ペーパーレス化）、新聞販売店による独自回収、民間の回収施設の利用などが考えられます。

ウ 布類

布類は、衣類、タオルなど、布でできた製品を回収しており、回収量は、増加傾向にあります。工業用ウエスとしての再利用や、海外で中古衣料品として有効活用されています。

エ びん類

びん類は、生きびん、雑びん（無色、茶色、その他色）の4種類に分けて回収しています。

回収量は減少傾向にあり、びん類に代わりペットボトルやアルミ缶を利用する製品が増えたことが主な要因と考えられます。

オ ペットボトル

ペットボトルは、加工しやすく、様々な用途で使用されていることから、回収量は増加傾向にあります。引き続き分別の徹底・促進等により、回収量の増加が見込まれます。

カ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に定められた対象品目の1つであり、本町では平成12年(2000年)12月から回収を行っています。

回収量は、分別の徹底・促進等により、増加傾向にあります。平成30年度(2018年度)実績は349tであるのに対し、令和元年度(2019年度)実績は419tとなり、対前年度比で約20%(70t)の増加となりました。

これは、家庭系可燃ごみ処理有料化の実施に伴い、各家庭におけるごみの分別が促進されたことによるものと考えられます。

3 ごみ収集量

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までのごみの収集量は、表2-2から表2-5のとおりです。

表2-2 家庭系可燃・不燃ごみ排出量 (単位:t)

| 区 分 | H27年度 (2015) | H28年度 (2016) | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) | R元年度 (2019) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 可燃ごみ | 9,084 | 9,033 | 9,120 | 9,301 | 7,868 |
| 不燃ごみ | 258 | 265 | 291 | 366 | 310 |
| (内粗大ごみ) | 11 | 8 | 5 | 9 | 8 |
| 計 | 9,342 | 9,298 | 9,411 | 9,667 | 8,178 |
| 人口(人) | 50,327 | 50,299 | 50,417 | 50,101 | 50,107 |

人口は毎年10月1日現在

表2-3 資源ごみ排出量 (単位:t)

| 区 分 | H27年度 (2015) | H28年度 (2016) | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) | R元年度 (2019) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 金属類 | 152 | 150 | 144 | 151 | 142 |
| 紙類 | 1,472 | 1,393 | 1,282 | 1,204 | 1,174 |
| 布類 | 76 | 71 | 83 | 93 | 90 |
| びん類 | 348 | 335 | 329 | 323 | 304 |
| ペットボトル | 127 | 131 | 134 | 144 | 146 |
| プラスチック製容器包装 | 336 | 334 | 337 | 349 | 419 |
| その他資源 | 43 | 40 | 48 | 64 | 61 |
| 計 | 2,554 | 2,454 | 2,357 | 2,328 | 2,336 |
| 人口(人) | 50,327 | 50,299 | 50,417 | 50,101 | 50,107 |

人口は毎年10月1日現在

表 2 - 4 事業系ごみ排出量

(単位：t)

| 区 分 | H27 年度 (2015) | H28 年度 (2016) | H29 年度 (2017) | H30 年度 (2018) | R 元年度 (2019) |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 可燃ごみ | 2,165 | 2,246 | 2,191 | 2,239 | 2,381 |
| 不燃ごみ | 3 | 2 | 2 | 4 | 3 |
| 計 | 2,168 | 2,248 | 2,193 | 2,243 | 2,384 |

表 2 - 5 ごみ総排出量

(単位：t)

| 区 分 | | H27 年度 (2015) | H28 年度 (2016) | H29 年度 (2017) | H30 年度 (2018) | R 元年度 (2019) |
|-----|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 家庭系 | 可燃・不燃ごみ | 9,342 | 9,298 | 9,411 | 9,667 | 8,178 |
| | 資源ごみ | 2,554 | 2,454 | 2,357 | 2,328 | 2,336 |
| 事業系 | | 2,168 | 2,248 | 2,193 | 2,243 | 2,384 |
| 計 | | 14,064 | 14,000 | 13,961 | 14,238 | 12,898 |

4 ごみの組成割合

令和元年（2019年）10月に東部知多クリーンセンターにおいて、もえるごみとして町内ごみステーションに出されたごみの組成調査を実施したところ、図 2 - 2 の結果となりました。

紙類やプラスチック製容器包装といった資源物が多く含まれており、全体の23%を占めていました。

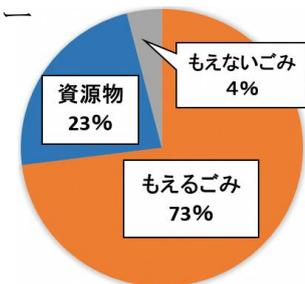


図 2 - 2 ごみの組成割合

5 ごみ処理における主な課題

(1) 家庭系可燃ごみの排出量の削減

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施したことにより令和元年度ごみの排出量は、減少しており、1 人 1 日あたりの排出量も減少しましたが、目標達成には至っておらず、引き続きごみの減量化に取り組む必要があります。

(2) リサイクルのさらなる推進

家庭系可燃ごみの組成調査を行ったところ、資源物の混入量の割合が 23%となっていることから、改めて資源の分別・リサイクルの意識を高めていく必要があります。

また、資源物の回収を一層推進し、住民がリサイクルに協力しやすい体制を整えていくことが必要です。

(3) 事業系ごみの削減

事業系ごみは、増加傾向にあります。住民だけでなく事業者についてもごみの削減に取り組む必要があります。

6 ごみ減量に対する住民意識

令和元年度（2019年度）に「東浦町の環境を守る基本計画アンケート調査」を実施しました。

アンケート中の「ごみをできるだけ減らす」についての回答では、「現在、行っている・今後も行いたい」が全体で67.3%という結果となりました。また、「ごみの分別・リサイクルを徹底している」についての回答では、「現在、行っている・今後も行いたい」が86.3%という結果となりました。

これらの結果から、多くの方がごみ減量・ごみの分別及び資源化に取り組む意識が高くなっていることがわかります。

「東浦町の環境を守る基本計画アンケート調査」より抜粋

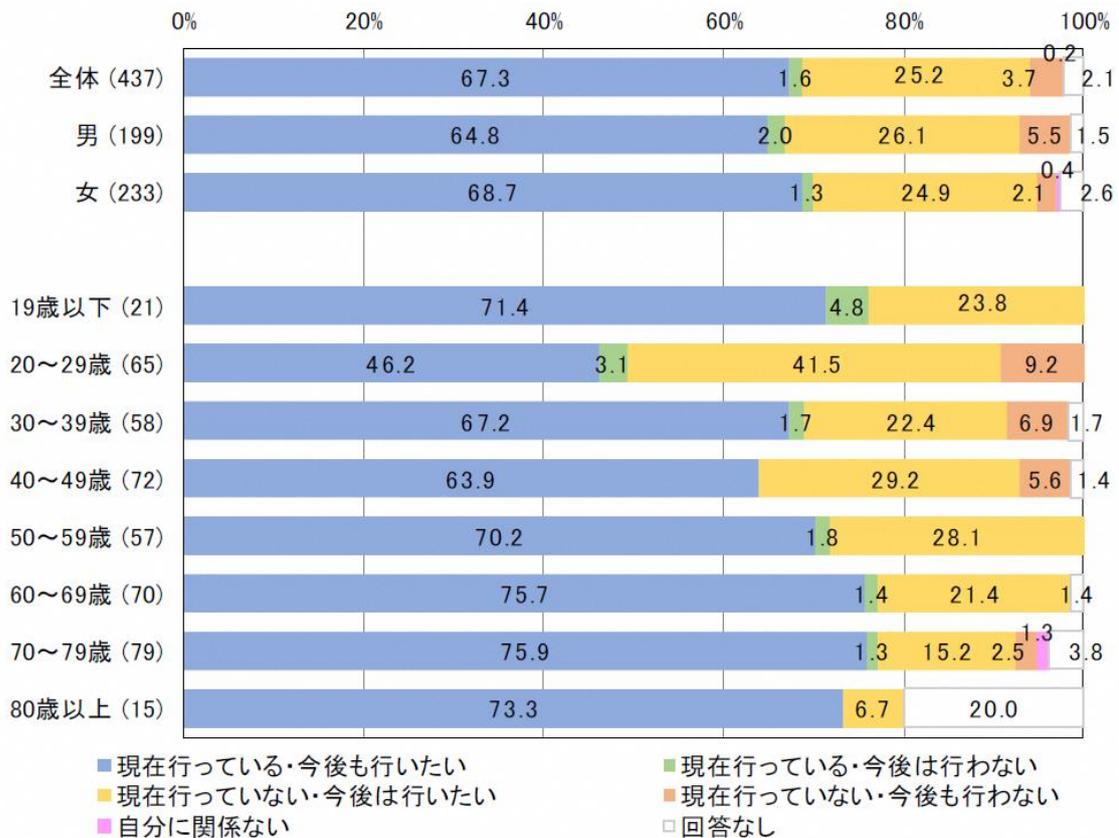
- 調査期間 令和元年（2019年）10月11日～10月29日
- 調査方法 調査票は郵送により配布回収、対象者による自己記入方式
- 調査対象 16歳以上の住民1,450人（住民基本台帳から無作為抽出）
- 有効回答数 437人（回収率30.1%）

〈質問〉性別・年齢

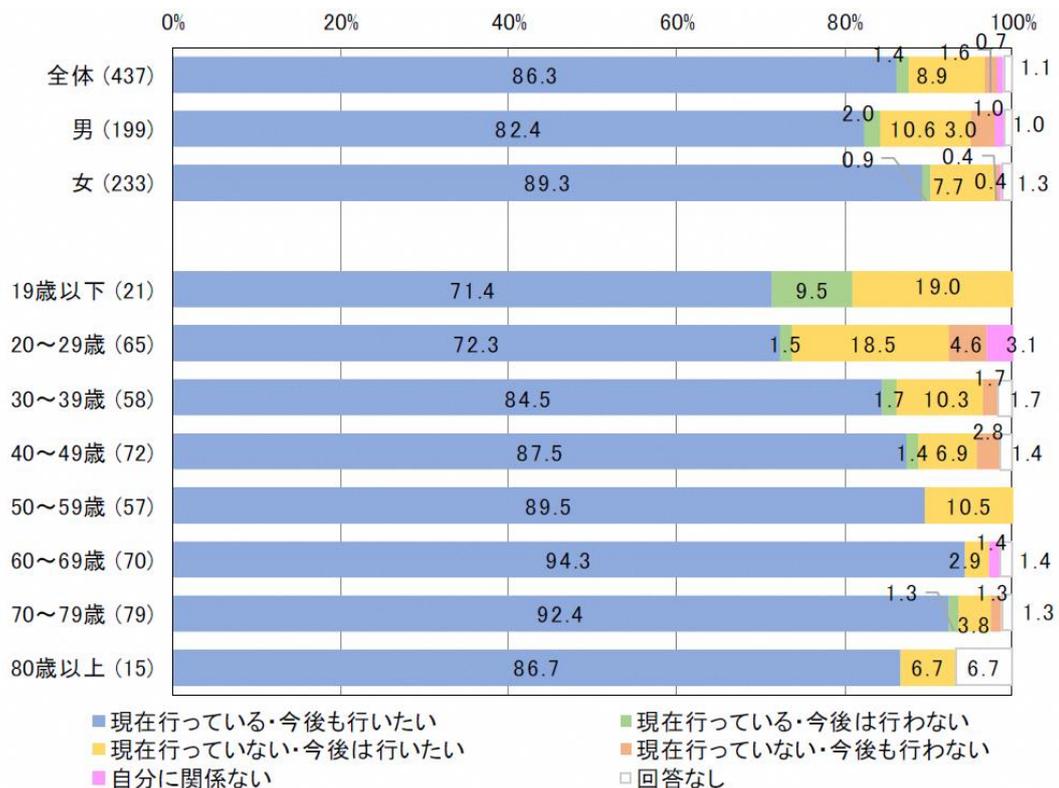


※なお、性別の「回答なし」（5名）については、以降のグラフから除くものとする。

〈質問〉 ごみをできるだけ減らす



〈質問〉 ごみの分別・リサイクルを徹底している



第3節 ごみ処理に関する基本的事項

1 ごみ処理の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

近年、一般家庭から排出されるごみは、全体的に減少傾向にあります。さらなるごみの減量化に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などを推進し、限りある資源を有効に利用するとともに環境への負荷を軽減することが必要です。

また、本町のごみの組成調査では、可燃ごみの中に紙類やプラスチック製容器包装等の資源物が含まれていたことから、ごみの分別や資源化を推進し、焼却ごみを減らすことによって、温室効果ガスの排出削減にも努めていく必要があります。

このような状況から、本町では「第6次東浦町総合計画」の環境分野における目標【「もったいない」の気持ちを大切に、循環型のまちをつくります】を踏まえ、環境保全を図りながら、ごみ減量と再生資源の利用及び適正処理を推進し、循環型社会の実現を目指します。

(2) 基本方針

上記の基本理念を踏まえて、本町は次の基本方針に沿って、適正なごみ処理を推進します。

- ア 排出抑制対策の推進
- イ 効果的な減量への取組・啓発
- ウ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- エ 適正な中間処理及び最終処分
- オ Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Action（見直し）による継続的な本計画の点検、見直し、評価

2 ごみの発生量及び処理量の見込み

排出抑制及び再生利用に関する目標

排出抑制に関する目標値については、令和2年度末の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を429gとしていますが、令和元年度（2019年度）の実績は473gであり、目標達成まで44gの削減が必要となっています。

また、人口減少社会を迎えるなか、町全体のごみの発生量及び処理量は人口減少に伴い減るものと予測されますが、コロナ禍において生活様式が変容するなど、家庭から排出されるごみの量への影響も懸念されています。

これらを踏まえ、本計画における令和7年度（2025年度）末時点での目標値は1人1日あたり429gとし、引き続きごみ減量に取り組むこ

ととします。

なお、国の施策や社会経済動向のほか、生活様式の変化に伴い家庭から排出されるごみの量に大きく変動が見られる場合などにおいては、必要に応じて目標値の見直しを行うこととします。

表 3 - 1 排出抑制及び再生利用に関する目標値

| 項目 | 実績値 令和元年度 (2019年度) | 中間目標 令和7年度 (2025年度) | 最終目標 令和12年度 (2030年度) |
|---------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※1 | 473g | 429g | ↓ |
| 資源化率 ※2 | 21.2% | 25.0% | 30.0% |

※1 $(\text{家庭系ごみ量} - \text{資源ごみ量}) \times 1,000,000 \div (\text{年間日数} \times \text{人口})$

※2 $\text{資源ごみ量} \div \text{家庭系ごみ量} \times 100$

表 3 - 2 ごみの発生量及び処理量の見込み

| | 実績値 令和元年度 (2019年度) | 見込み 令和7年度 (2025年度) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| 人口(人) | 50,154 | 47,727 |
| 総量(t) | 13,395 | 12,122 |
| 家庭系ごみ(t) | 11,011 | 9,964 |
| (可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ(t)) | 8,675 | 7,473 |
| (資源ごみ(t)) | 2,336 | 2,491 |
| 事業系ごみ(t) | 2,384 | 2,158 |

※令和12年度(2030年度)の見込みは、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値を「↓」としているため算出していない。

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの適正処理における実施者の役割

計画を実施していくために、住民、事業者、行政それぞれの役割について、以下のとおり示します。

ア 住民

(ア) 不要なものは買わない、受け取らない

商品の購入にあたっては、繰り返し使用できる商品、詰め替えタ

イプの商品、耐久性に優れた商品を積極的に購入する。賞味期限・消費期限に関して正しく理解し、適量を購入することで、食品ロスの削減に努める。

(イ) 過剰包装の自粛

不要な包装を断り、積極的に簡易包装に努め、マイバッグを持参することで、レジ袋等の排出削減に努める。

(ウ) 生ごみの減量・自家処理への取り組み

家庭から排出される手つかずの食品・食材や食べ残しなど、食品ロスの削減に努める。

生ごみは、アスパやコンポストなどを使用して堆肥化を図り、家庭菜園などで活用することで、ごみとしての排出を抑制する。

(エ) 不用品の利活用を考える

不要となったものであっても、ごみとして処分するのではなく不用品交換やフリーマーケット、バザー、リサイクルショップ、フリーマーケットアプリなどを利用して、リユースを促進する。

(オ) ごみを適正に処理する

家庭から出たごみは、ごみの分け方・出し方のポスター等を参考に、正しく分別を行い、指定の排出ルールに沿ってごみ出しを行う。

家電4品目、パソコン、処理困難物（東部知多クリーンセンターへ搬入できないもの）は、ごみステーションには出さず、廃棄物専門処理業者へ処理を依頼するなど適正処分を行う。

イ 事業者

(ア) 使い捨て商品の使用の抑制

内容物の詰め替え式の商品をできる限り採用すること等により、販売業者は使い捨て商品の販売を抑制する。

(イ) 簡易包装の実施・レジ袋削減の実施

過剰包装を控え、簡易包装を積極的に行うとともに、マイバッグ利用の推奨を図るなど、容器包装及びレジ袋の削減を推進する。

(ウ) 食品関連事業者による生ごみ削減への取組の実施

食品関連事業者においては、生ごみの排出量の削減に向け、材料の適切な数量管理や、生ごみの堆肥化などの自主的な処理の実施に努める。

(エ) 資源物の自主回収ルートの確保

事業者が商品に利用したトレイなどの再資源化可能なごみについては、自ら自主回収に取り組むものとする。

(オ) 事業所内でのごみの分別の徹底

事業所で発生するごみの分別を徹底し、資源化を推進する。

ウ 行政

(ア) ごみ減量に関する情報提供

町ホームページや広報などで、ごみ処理に関する情報を周知するとともに、ごみ減量・リサイクルに関する様々な情報を発信し、住民が積極的にごみ減量に取り組めるよう啓発を行う。

(イ) 排出マナーの向上・徹底

ごみステーションにおけるごみ出しのマナーが守られていない箇所を把握し、周知看板の設置や回覧等を実施することで、ごみ出しマナーの向上に努める。

(ウ) ごみ組成の把握

家庭から排出されるもえるごみの組成調査を行い、ごみ出しの状況及びもえるごみに含まれる資源物の割合の把握に努める。

(エ) 事業者への啓発

多量排出事業者に対する一層の分別推進や適正排出方法に関する情報等について、ホームページなどを活用し、広く事業者呼びかける。

(オ) 家庭における生ごみ処理の支援

アスパの無料配布、コンポストの普及啓発に努め、各家庭での生ごみ減量に向けた支援を図る。

(カ) 環境教育等

出前講座等を実施し、ごみ処理の現状と正しいごみの分け方・出し方を理解してもらい、ごみ減量に関する住民の意識を高める。

(キ) グリーン購入の推進

リサイクル商品や環境に優しい商品の購入（グリーン購入）の推進を図るとともに、啓発活動を行う。

(2) 家庭系可燃ごみ処理有料化

平成 31 年（2019 年）4 月から、可燃ごみの減量化・住民負担の公平性の確保・財政負担の軽減を目的に家庭系可燃ごみ処理有料化を導入しましたが、引き続きごみ減量に関する効果等を検証するとともに、本制度を継続していくものとします。

4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別の区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「資源ごみ」とします。

また、硬質プラスチック製品については、将来的に資源ごみとして回収し、リサイクルを行うことが予想されます。今後、国の動向を注視しながら、回収開始時期等を検討することとします。

〈町が収集・回収するごみの分別の区分〉

| 分別区分 | | ごみの種類 | |
|------|-------------|--|--|
| 可燃ごみ | | 紙くず、調理くず、残飯、草木、皮革類、ゴム類、資源にならない布類、木製品、プラスチック製品類など（指定ごみ袋に入る大きさのもの）、在宅医療廃棄物のうち感染性のない非鋭利な物 | |
| 不燃ごみ | | 金属製品、陶磁器類、ガラス類、小型家電製品（縦横高さ全てが 60 cm 以下のもの） | |
| 資源ごみ | 金属類 | アルミ類 | 飲料用缶など |
| | | スチール類 | 飲料用缶、缶詰の缶など |
| | 紙類 | 新聞紙 | 新聞紙 |
| | | 雑誌・広告 | 雑誌、チラシ、本、パンフレット、包装紙、紙袋など |
| | | ボール紙 | 菓子箱、包装の台紙など |
| | | 段ボール | 段ボール |
| | | 紙パック | 飲料用紙パック（裏面銀色除く） |
| | 布類 | 衣類 | 衣料 |
| | | 古布 | ハンカチ、タオル、タオルケットなど |
| | びん類 | 生きびん | 茶色の一升びん、ビールびん |
| | | 雑びん | 飲料用、食品用、化粧品のみん |
| | ペットボトル | — | 飲料用、しょうゆ用、酒類用ペットボトルなど |
| | プラスチック製容器包装 | — | 絵柄入り食品トレイ、梱包用発泡スチロール、ラップ・フィルムなどの包装、プラスチック容器、白色無地で発泡スチロール製の食品用トレイ |
| | 陶磁器 | — | 茶碗、皿、花びん、植木鉢など |
| | 使用済乾電池 | — | アルカリ、マンガン乾電池 |
| 廃食用油 | — | 植物性食用油に限る | |
| 危険物 | | ライター、スプレー缶、カセットボンベ | |

家庭系のごみでも一時多量ごみや事業系一般廃棄物などは、町では収集せず、下記のとおりの対応とします。

〈町が収集しないごみの分別区分と収集・処理の方法〉

| 分別区分 | | ごみの種類 | 収集・処理方法 |
|------|----------|--|--|
| 家庭系 | 一時多量ごみ | 家庭で引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ | 東部知多クリーンセンターへ直接搬入する、または町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。 |
| | 粗大ごみ | 1辺が60cm超、2m以下の家具類、電気・石油・ガス製品など（処理困難物除く） | 戸別有料収集を利用する。 東部知多クリーンセンターへ直接搬入する、または町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。 |
| | 特定家庭用機器 | テレビ、エアコン（室外機含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 （家電リサイクル法対象4品目） | 販売店に依頼する。 （販売店によっては引き取り不可の場合あり。） または、郵便局でリサイクル料金を支払い、特定家庭用機器収集運搬業者に収集運搬を依頼するか、指定引取場所へ直接搬入する。 |
| | パソコン | 本体及びディスプレイ | 製造メーカーへ回収を依頼する。 一般社団法人 パソコン3R推進協議会 |
| | 処理困難物 | 建設廃材、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ、バッテリー、塗料、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬など | 町と処理委託契約している業者に処理を依頼する（処理費は排出者負担）。または、販売店、工事業者、スクラップ業者等取り扱い業者で適正に処理する。 |
| 事業系 | 事業系一般廃棄物 | 事業所、商店などから出る一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの） | 事業者自ら適正に処理する。 東部知多クリーンセンターへ直接搬入する、または町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。 |

5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの収集運搬及び処理に関する基本的事項

ア 収集運搬計画

現行の委託業務と一般廃棄物収集運搬許可業者を中心とした収集運搬体制を維持することを基本とします。

排出されるごみの全体量を削減し、そのうちの資源ごみの占める割合を増やし、再資源化の推進を目指します。

町内全域を収集運搬地域とし、収集運搬方法は現行の方法を継続します。

ごみ処理に関する動向を確認しながら、その都度、最適な方法を検討し、必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

〈基本となる収集方法〉

| 収集対象ごみ | | 収集頻度 | 収集方法 | 排出方法 | 排出時間 |
|--------|----------------------|----------------|----------------|--------------------------|------------|
| 可燃ごみ | | 週2回 | ステーション | 町指定ごみ袋 | 収集日の午前8時まで |
| 不燃ごみ | | 月2回 | ステーション | コンテナ | 収集日の午前8時まで |
| 資源ごみ | 金属類 びん類 ペットボトル | 月2回 | ステーション | コンテナ | 収集日の午前8時まで |
| | 紙類 布類 | 月2回 | ステーション | 紙類：紐で縛る 布類：中の見える袋に入れる | 収集日の午前8時まで |
| | プラスチック 製容器包装 | 週1回 | ステーション | 回収用ネット | 収集日の午前8時まで |
| | 使用済乾電池 | 月1回 | 公共施設等の 指定場所 | 回収ボックス | 常時 |
| | 陶磁器 | 月2回 | ステーション | コンテナ | 収集日の午前8時まで |
| | | 随時 | 公共施設等の 指定場所 | 回収ボックス | 常時 |
| 廃食用油 | 月1回 | 公共施設等の 指定場所 | 回収ドラム | 常時 | |

※ 危険物（ライター・スプレー缶・カセットボンベ）は、不燃ごみ、金属類、びん類、ペットボトルの回収日に、コンテナで回収をしています。

※ 年に1回、小型家電・自転車等を公共施設等の指定場所で回収しています。

令和2年度・令和3年度一般廃棄物収集運搬業者一覧

●家庭系一般廃棄物収集運搬業者

〈一時多量ごみ〉

トーエイ株式会社、株式会社中西、アイゼン

〈粗大ごみ〉

公共社団法人東浦町シルバー人材センター

●特定廃家電

株式会社アグメント、有限会社エンザイム、トーエイ株式会社、株式会社中西、株式会社西山商店、株式会社三四四、アイゼン

●浄化槽汚泥（浄化槽清掃業許可業者）

株式会社アグメント、トーエイ株式会社、東邦清掃株式会社

●事業系一般廃棄物

株式会社あおき環境開発、有限会社あおき造園土木、株式会社アグメント、株式会社アシタ、株式会社エイゼン、有限会社エンザイム、オオブユニティ株式会社、株式会社榊原環境、株式会社ディリー、トーエイ株式会社、株式会社豊福組運輸、株式会社西山商店、株式会社美濃ラボ、株式会社三四四、株式会社ユニオンサービス

イ 中間処理計画

収集した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、すべて東部知多クリーンセンターで中間処理するものとし、そのうち可燃ごみは焼却施設で焼却します。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎施設でより細かく破碎し、資源として利用できる部分は再資源化し、残ったもののうち可燃ごみは、焼却、不燃ごみは埋め立て処分を行います。

資源ごみは、再生事業者へ直接売却できるものは収集業者を經由して売却し、中間処理が必要なものは民間委託して異物除去、選別、圧縮、破碎等を行います。

正しい分別とリサイクルにより、ごみ処理量を抑え、施設を適切に維持管理することで長寿命化を図ります。

〈東部知多クリーンセンターの概要〉

| 区 分 | 内 容 | |
|----------------|----------------------------|------------------------------|
| 施 設 名 | 東部知多クリーンセンター | |
| 形 態 | 東部知多衛生組合(東浦町・大府市・豊明市・阿久比町) | |
| 焼却処理 | 処理能力 | 200 t / 日 (100t / 24h × 2 基) |
| | 処理方法 | シャフト炉式ガス化溶融炉 |
| | 延床面積 | 12,189.1 m ² |
| | 竣工年月 | 平成 31 年 (2019 年) 3 月 |
| 破砕処理 | 破砕能力 | 30 t / 日 (30 t / 5 h × 1 基) |
| | 破砕方式 | 衝撃剪断併用、横形回転式 |
| | 建築面積 | 987.12 m ² |
| | 延床面積 | 1,429.52 m ² |
| | 竣工年月 | 平成元年 (1989 年) 4 月 |
| スラグストック ヤード | 貯留量 | 1,545t (515t × 3 区画) |
| | 建築面積 | 643.06 m ² |
| | 延床面積 | 675.62 m ² |
| | 竣工年月 | 令和 3 年度 (2021 年度) |

資料:東部知多衛生組合

ウ 最終処分計画

現在の焼却施設ではごみを溶融処理するため、以前の施設に比べ焼却残渣を大幅に削減することができ、焼却工程で発生するスラグとメタルは、資源としての有効活用に努めています。

また、もえないごみの処理は、一部埋め立て処分が必要であるため、大東最終処分場及び現在利用している民間の最終処分場への搬入を継続します。

6 ごみ処理施設の整備に関する事項

(1) 収集運搬施設計画

町内ごみステーションは、令和 2 年 (2020 年) 4 月現在で、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの全てが出せるごみステーションが 310 か所、可燃ごみのみのごみステーションが 258 か所、プラスチック製容器包装の拠点回収場所が 20 か所あり、このほか、役場敷地内の常設資源回収場所にて、資源ごみ(びん類等を除く。)の回収を行っています。

ごみステーションの新設・変更・廃止については、今後も各地区との協議のうえ対応します。

なお、住民の方の施設利用状況や資源ごみの排出量等を考慮しながら、今後の収集形態及び収集品目のほか、施設整備についても検討を進めて

いきます。

(2) 中間処理施設計画

東部知多クリーンセンターの新ごみ処理施設が平成 31 年 4 月に供用開始されています。

ごみ処理量を抑え、施設を適切に維持管理することで、長寿命化を図ります。

(3) 最終処分場計画

一般廃棄物は、自区内処分の原則から、東部知多衛生組合構成市町内での計画的な処分場の利用を進めるとともに、県等で進められている広域処分場の整備計画への参加により、安定的な処分先を確保していきます。

(4) 民間の一般廃棄物処理施設及び処分業許可

一般廃棄物のうち東部知多クリーンセンターで処理できないごみで、かつ、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う民間処理施設に限り、その必要性等を踏まえ処分業許可証を交付します。

7 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) ごみの分別と減量をすすめる会

ごみの分別と減量等に関する事項について、住民の意見を反映するため、連絡所長や自治会長等で構成する「東浦町ごみの分別と減量をすすめる会」を開催します。

(2) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化

ごみ処理経費の動向を注視し、経費負担の適正化に努めます。

(3) 剪定枝粉碎機の貸し出し

町では、剪定枝粉碎機を 3 台所有しており、住民の方に無料で貸し出しを行っています。

枝をチップ化し、庭などに撒くことで、美観形成や砂の巻き上がり防止などに効果があり、可燃ごみの減量化にもつながります。

(4) 食品ロスに関する普及・啓発

日本の食品ロス量は、年間で約 600 万トンを超えるといわれています。本町においても、3010 運動の推進、食品ロス対策の事例の紹介など、食品ロス削減に向けた啓発を行います。

また、店舗等の事業所に対しても同様の啓発を実施します。

(5) 廃棄物・各種リサイクル法への対応

廃棄物・各種リサイクル法の改正が行われた際、本町は、これらの法制度に対応したごみ処理施策を推進するとともに、住民、事業者へ法制度の目的や内容などに関する情報提供を行います。

(6) 災害廃棄物対策

災害時におけるごみ処理に関する事項は、「東浦町地域防災計画」、「東浦町災害廃棄物処理計画」に定めており、それらの指針に沿って適切に処理を行います。

(7) ごみのポイ捨て・不法投棄対策

不法投棄の防止に向け、引き続き町ホームページや広報等で啓発活動に努めるとともに、環境監視員によるパトロールを実施します。

警察、愛知県とも連携し、不法投棄の監視及び通報の体制の強化を図ります。

また、道路、公園等の美化及び保全活動をボランティアとして定期的に活動する公共施設アダプトプログラム（里親制度）をPRし、住民、事業者、団体等と行政の協働による快適なまちづくりを推進します。